2025 年 1 月現在
日本郵政共済組合

「災害救助法」の適用地域への共済組合の支援策

災害により被災された組合員、そのご家族及び関係の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

このたびの災害により被災された方々に対しまして、共済組合は次の支援を行っております。
ご不明な点があれば、日本郵政共済組合コールセンター（TEL:0120-97-8484　※　通話料無料）に遠慮なくお尋ねください。

支援策等	対象者	内　　容	要件、手続方法
マイナ保険証や資格確認書等を提示できなくても医療機関等を受診できます	被災した組合員（任意継続組合員を含む。）又は被扶養者	災害による亡失等のためマイナ保険証や資格確認書等を医療機関等に見せることができない場合でも、保険診療等を受けることができます。	保険医療機関等の窓口で、次の事項をお申し出ください。 ①氏名、②生年月日、③連絡先（電話番号） ④日本郵政共済組合の組合員又は被扶養者である旨 ⑤分かる場合は組合員番号（＝社員番号）
電話により、資格確認書等の発行を受付けます。 **※組合員証、被扶養者証は 2024 年 12 月２日以降、再発行含め発行されていませんのでご注意ください。**	被災した組合員（任意継続組合員を含む。）又は被扶養者	災害により亡失又は汚損した資格確認書等の発行を希望する場合は、電話による本人確認により発行します。	今回の災害により亡失又は汚損した旨を**共済組合コールセンター**へ次の事項と併せてお知らせください。 ①発行を希望される方の氏名 ②住所、③生年月日、④連絡先（電話番号） ⑤組合員の所属事業所 ⑥分かる場合は組合員番号（＝社員番号） ⑦発行した資格確認書等の送付先（自宅のほか、勤務先や避難先等の指定も可）
被扶養者認定申請に必要な書類の提出を猶予します	被災した組合員（任意継続組合員を含む。）又は被扶養者	様式「【認定用】被扶養者等申告書（１／２）及び（２／２）及び「以前に加入された健康保険組合の資格喪失証明書」があれば、その他の必要書類（住民票の写し、所得証明書等）が被災により提出遅延する場合でも被扶養者の認定を行います。 ※　提出を省略した書類は、後日書類が準備でき次第、郵送していただく必要があります。	まずは**共済組合コールセンター**へ「被災により提出が遅延する書類がある」旨を事前にお知らせください。

支援策等	対象者	内　　容	要件、手続方法
特別貸付（災害）の申込みができます	組合員期間６か月以上の組合員 ※退職手当が支給されない組合員は対象外	組合員、その被扶養者又は組合員の被扶養者以外の配偶者、子若しくは父母（配偶者の父母を含む。）の居住する住居又は家財が災害により損害を受けたときには、修繕等に必要な費用の貸付を受けることができます。 ・貸付限度額：380 万円 ・貸付利率　：共済組合ホームページをご確認ください。 ・弁済期間　：120 か月以内	共済組合ホームページの特別貸付（災害）ページをご確認ください。 トップページ⇒人生のイベントから探す⇒災害⇒災害貸付の申込手続
貸付元金の弁済猶予を受けることができます	共済貸付を受けている組合員	貸付金の弁済猶予が必要となった場合、最長 12 か月間、特別貸付（災害・教育・結婚・葬祭・医療）及び一般住宅貸付の未弁済元金の弁済猶予を受けることができます。 ※　貸付金に対する利息及び団体信用生命保険料は弁済猶予の対象外です。 ※　普通貸付の元金は弁済猶予の対象外です。 ※　特別貸付（災害）のみ、新規貸付についても弁済猶予の対象です。	まずは共済組合コールセンターまでご連絡ください。 ※　申請期限は被災された日から６か月以内です。
災害見舞金の請求ができます	被災した組合員（任意継続組合員を含む。） 又は被扶養者	組合員又はその被扶養者が水害、地震、火事、その他の非常災害により、住居及び家財に損害を受けた場合、災害見舞金を請求することができます。	共済組合ホームページの災害見舞金ページをご確認ください。 トップページ⇒給付・医療費から探す⇒災害見舞金 ※　損害の有無に関わらず、住居と家財の写真を撮影し保存しておいてください。 ※　り災した日の翌日から２年以内に請求を行わないときは、時効により給付を受ける権利が消滅します。

支援策等	対象者	内　　容	要件、手続方法
弔慰金の請求ができます	死亡した組合員（任意継続組合員を含む。）又は被扶養者	組合員又はその被扶養者が水害、地震、火事、その他の非常災害により死亡した場合、弔慰金を請求することができます。	共済組合ホームページの**弔慰金ページ**をご確認ください。 **トップページ⇒人生のイベントから探す⇒災害⇒弔慰金・家族弔慰金の請求手続き** ※　死亡した日の翌日から２年以内に請求を行わないときは、時効により給付を受ける権利が消滅します。
医療費の自己負担額の支払猶予及び減免を受けることができます	被災した組合員（任意継続組合員を含む。）又は被扶養者	**対象の災害地域についてはこちらのリンクをご覧ください。**	